



研修視察報告書

令和3年3月31日

[委員会名：心風会]

代表者氏名	永岡 禎 	記録者氏名	幸松 孝太郎 
視察者氏名	幸松 孝太郎		
視察日	令和3年3月31日(水)		
視察先	東京都：剛堂会館 主催：地域科学研究会 コロナ禍のためメディア参加		
目的	国土交通省では、水災害リスク低減に向けた防災まちづくりの推進について、令和2年8月に提言を取りまとめ、指針の策定やガイドラインを作成し、近く公表されるため、その最新情報などや秩父市・葛飾区2市の実践事例を学び、本市に反映することが目的である。		

視察概要

【1】【研修テーマ】 「水災害リスク低減に向けた防災まちづくりの推進」



【2】講義内容と所感

(1) これからの治水の技術とまちづくりとの連携

講師：公益財団法人河川財団河川総合研究所長 藤田光一氏

1. 講演の骨子

- ・日本の国土利用の特徴(宿命)と水害対策の基本構図
- ・これからの治水の技術ビジョン
- ・氾濫耐性を向上させるまちづくりの要諦
- ・地域の底力と流域連帯



2. 概要

我が国の都市の多くは、河川のはん濫により造り出された沖積平野に立地しているため、水害を受けやすいという宿命を負っている。一方、都市には人口や資産及び各種の中核的機能が集中しており、地下空間を含め高度な土地利用が図られている。

- 我が国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、5割の人口、4分の3の資産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。
- 日本の河川は急勾配な為、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。
- 日本の都市の大部分は、洪水時の河川水より低いところにあり、洪水の被害を受けやすい。
- 1時間に50mmや100mmを越す集中豪雨が増加傾向にある。
- 長期的に見ると少雨と多雨の変動が増大（治水上也利水上もリスクが増大）

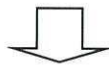
3. 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会の対応と提言（国土交通省）

①. 背景・必要性

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念されている。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要である。
- このため、治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

②. 検討項目

- (1) 水災害に関する各種ハザード情報のあり方の検討 水災害に関する各種ハザード情報について、まちづくり等に活用するためのあり方の検討 ①水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備 ②各種ハザード情報の統合手法の検討 など
- (2) 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法の検討 各種ハザード情報を踏まえた土地利用方策の検討 ①ハザード情報を踏まえた開発規制の検討 ②ハザード情報を踏まえた立地誘導の基本的な考え方の検討 など
- (3) 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法の検討 水災害対策とまちづくりの連携による有効なリスク軽減手法の検討 ①氾濫の防止や制御のための水災害対策 ②建物構造の工夫（嵩上げ等） ③高台や民間ビル等を活用した警戒避難体制 など



- ・ 連携強化策について議論、整理
- ・ 水災害対策とまちづくりの連携促進のためのガイドラインをとりまとめ

③. 水災害対策とまちづくりの連携の基本的な考え方

- ・ 近年、各地で水害・土砂災害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量が増大し、水害・土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念
- ・ 水災害リスクを低減するためには、治水対策の推進に加えて、まちづくりにおける土地利用の工夫や建築物の構造の工夫を一体的に推進することが必要。



水災害対策や避難体制の構築、開発規制・立地誘導、建築物の構造の工夫を組み合わせ、水災害リスクを軽減させるための具体的な連携方策について検討。

④. 今後の水災害対策の考え方

- これまで治水計画は目標となる洪水を設定し、その被害を防止する対策を中心に取り組んできたが、今後は、様々な規模の洪水が発生することを前提に、被害の発生を軽減するための対策・手法の充実を図るとともに、被害からの早期回復まで視野に入れて対策を講じるべきではないか。
- それらを強力に推進するためには、どのような仕組みや制度が必要か。

⑤. 防災まちづくり（水害対策）の目標像

- 治水安全度を向上させることで、大規模水害の発生確率を低下し、市街地を少しでも安全に
- 万が一、大規模水害が発生し、逃げ遅れた場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保できるまちづくりを進める
- さらに、社会経済活動が長期停止することなく、また迅速に復旧できるまちづくりを進める

⑥. 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会における提言

この検討会では、上記のようなまちづくりに活用するための水災害に関するハザードの情報のあり方や、水災害リスク評価に基づき、効果的に水災害リスクを軽減するための水災害対策とまちづくりとのより一層の連携のあり方について、議論を重ね、令和2年8月に提言「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」を取りまとめた。

この提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」が作成され、3年に公表される予定。

(2) 水害リスク低減に向けた都市計画の推進

講師：日本大学理工学部土木工学科教授 大沢 昌玄氏

1. 講演のテーマ

- ・ 災害の状況：日本は災害の巣の中にある
- ・ 都市計画における災害防御に資する体系の再確認
- ・ 水害リスクと都市計画の連携の実際と実例
- ・ 都市計画マスタープランにおける災害リスクの考慮
- ・ 立地適正化計画立案における災害リスクの考慮
- ・ 水害リスク低減に向けた課題と今後のあり方

2. 水害リスク低減に向けた都市計画の課題と今後のあり方

河川と都市は独立ではない。相互に影響を及ぼし合っている。両者で調整し解決しない限り、真の解決にならない。

①. 都市計画と河川の計画策定プロセスの差異

- ・ 計画思想（規模：時間と区域と技術者）に違い
- ・ 計画区域の不整合
 - ・ 河川：水系（源から河口まで：都道府県、市町村跨ぎ）
 - ⇒河川整備基本方針、河川整備計画：国策定
 - ・ 都市：都市計画区域
 - ⇒都市計画区域 MP：都道府県策定（1市町村のみ、市町村跨ぎ）
 - ⇒市町村 MP：市町村策定
- ・ 技術者（扱う組織）の差河川：国、都道府県中心 都市：都道府県、市町村中心
- ・ 計画思想：時間と区域と技術者に差異あり

②. 都市計画と河川の時間軸の捉え方

- ・将来推計：都市計画（20年）、交通計画
ex. 明日ではない（20年後にどうなっているのか）
- ・確率：河川、下水道、津波 1/50年、1/100年、1/200年 レベル1（1/100）、レベル2（1/1000）
ex. 明日かもしれない ※既往最大という捉え方もあり
⇒時間の捉え方に大きな差異 20年後に災害が来るかもしれないが、都市は縮退している
⇒ハードで対応できるものとできないものがある
高頻度と低頻度への対応は如何に？

∴時間軸の思想の違いをどう融合するか

③. リスクを踏まえた集約型都市構造の必要性

- ・人口減少・高齢化の進展や財政状況の悪化
→ハードによる治水安全度向上には限界
⇒持続可能な都市づくりを進める上で、流域単位での総合的な治水対策が必要
- ・都市政策：集約型都市構造（コンパクトシティ）
→浸水想定区域を安全な区域に移転し、安全（防災）の観点から都市を集約化
- ・社会資本整備に対する投資抑制
→治水費用と都市の集約化費用を比較
⇒必要に応じて浸水想定区域の住居を安全な区域に移転する

④. 災害リスクと居住誘導区域設定

- ・浸水リスクの評価と区域設定
 - ・浸水リスクを評価した区域を具体化
 - ・深刻な被害への対応と高頻度、低被害への対応
 - ・より安全な地域を指定（推奨）するための材料（リスクの見える化）のあり方
 - ・居住誘導区域外の河川や内水被害への対応
 - ・リスクが存在しているにもかかわらず反映できていない都市に対する指導
- ・計画から事業への移行（集約化に対する具体手法）
- ・ハード整備、規制誘導以外の避難対策
- ・立地適正化計画未策定都市での対応

⑤. 水害リスクを踏まえた都市計画

- ・都市居住安全向上に資するため、災害リスクの検証／評価を行う
- ・そして災害リスク低減を踏まえた長期的視点にたった都市の将来像と、その実現に向けての大きな道筋を住民に分かりやすい形で提示する
- ・その結果、住民自らが都市の安全性と将来像について考え、合意形成が促進されることを通じて、安全な都市居住に資する都市計画が実現化される
- ・そのためには、住民と計画策定者の双方が理解し やすい災害リスクの提示が最も重要

3. 優れた地域防災力とはどのようなものか？

水害リスクを踏まえどのようなまちづくりコミュニティづくりを進めていくべきか？

<災害リスクを踏まえた都市づくり>

- ・まちづくり＝ひとづくり
 - ・まちづくり・街づくり・町づくり
 - ・施設整備のまちづくりからの脱却

- ・ひとづくりを通じた防災力強化
- ・災害リスクを踏まえたひとづくり
- ・「まちづくり」に加えて「まち育て」
- ・都市の持続性・地域の持続性
- ・防災エリアマネジメント
- ・人口減少社会での都市づくりのあり方
20年後の都市の変化に対応した災害リスク反映

4. 防災情報、避難体制、防災組織のあり方、次世代のための防災教育とは？

＜災害リスクの真の理解度促進＞

- ・災害リスクの提示：十分に実施

⇒正確に理解されているかは大いに疑問

- ・リスクの性質を理解しているか？
- ・リスクの色が薄い⇒ある程度安全???
- ・リスクの色がついてない⇒安全?????

⇒災害リスク別に理解度が異なっている

- ・「災害リスクの見える化」による理解度と「災害の経験」による理解度
- ・既往最大との関連
- ・年少期からの災害リスク教育の実施

(3) 人口減少下における連携・協働の防災まちづくり

講師：秩父市地域整備部都市計画課 小林 一行氏

1. 講演の骨子

- ・防災まちづくりの考え方
- ・連携と協働の防災まちづくり
- ・オープンデータの活用
- ・新たな取組み

2. 防災・減災に向けたまちづくり

秩父市では都市計画マスタープラン・立地適正化計画において「防災指針」を定め、災害に強いまちづくりを進めている。

①. 国土交通省「防災コンパクト先行モデル都市」について

秩父市では、以前から「セーフコミュニティ」の手法を活用し「安全・安心なまちづくり」を推進。セーフコミュニティの特徴として、以下の2点があげられている。

1. 科学的な分析による「予防」に重点を置く
2. 横断的な連携・協働を取り入れて活動する

秩父市の「防災指針」においても、このセーフコミュニティの考え方に沿って計画の策定をすすめている。

②. 科学的な分析による「予防」（減災）に重点を置いたまちづくり

地球温暖化に伴い、近年、水災害が激甚化し水害に襲われるリスクも高まっている。秩父市は荒川水系の上流に位置し河岸段丘が形成されているため、河床は市街地よりもかなり低く、下流域のように市街地の大半が浸水してしまうような水害リスクはかなり低いと考えられている。

しかし、市街地附近でも浸水の恐れがあるエリアは存在し、山間地や山すそは広大であり土砂災害警戒区域に指定されている危険エリアが多く存在している。そのため、集中豪雨や地震をきっかけとして、いつ土砂災害が発生するか分からない状況。

現在、こうした災害リスクを科学的に分析し可視化する取り組みが、国や地方公共団体、関係機関などで積極的に行われている。

まずは、身の回りの災害リスクを調べ、「いざ」というときにどのように行動すべきかをシミュレートしておくことが大事。

次に、こういった災害リスクに対する科学的知見を、これからのまちづくりに生かしていくことが重要となっている。

まだ人口の少なかった時代には、川の近くやがけの近くにほとんど家はありません。しかし、人口が増加し、自動車が普及してくると、だんだんと地価の低いリスクのあるエリアでも開発や住宅の立地が行われるようになっていく。

今後は、災害リスクのあるエリアを避け、人口の減少に伴い増え続けている「空き地や空き家」をうまく活用し、安心・安全なエリアに居住を誘導していくことが必要となっている。

③. 横断的な連携・協働を取り入れたまちづくり

秩父市は、人口減少が著しく、県内でも高齢化率が高い地域。年々、単身高齢者世帯の割合も高くなってきており、自助・共助により対応が難しくなりつつある。また、多くのエリアが土砂災害警戒区域に指定され、こうしたエリアでの高齢化率が特に顕著となっている。

このような今までに経験したことのない”過疎”の問題を解決するには、セーフコミュニティの考え方に沿って、従来の枠組みを超えた横断的な連携・協働を進めていくことが必要。

まちづくりにおいても同じことが言える。

特に、水害リスクを考えたとき、河川の上流域の自治体と下流域の自治体が同じ河川でつながっていることを考えないわけにはいかない。

秩父地域の広大な森林や4つのダムは、荒川下流域の住民にとって大切な水源管理機能を有しており、これら森林やダムの”適切な管理”が失われてしまったら、大災害の発生につながりかねない。

また、荒川沿いに秩父鉄道や国道140号が市内中心市街地を通り、皆野町・長瀨町・熊谷・東京方面に繋がっており、いまだかつてない豪雨に見舞われたとき、河川沿いの鉄道や道路をどう守ればいいのか？

これらの問題を解決するのは非常に困難なことかもしれないが、秩父市だけでなく、秩父地域、また荒川流域の自治体とともに課題解決に取り組んでいる。

④. それ以外の安心・安全

私たちの安心・安全を守るためには、「自然災害」リスクだけが課題ではない。「過疎化」のように、今後の科学的知見の蓄積によって「リスク」が次々と可視化されてくる。

また、燃え広がらないまちづくりや、道路形状や歩道の整備など、従来から問題になっていた課題の解決も必要。「みんな」が活躍する社会に向けて、より一層のバリアフリー化を進めることも重要。

より安心・安全なまちづくりを進めるため、まずは災害リスク等行政が所有しているデータのデジタル化、オープン化をすすめ、情報を公開していくとともに、これらを共有し、まちづくりに生かしていく。

⑤. ハザードデータをオープンデータとして公開

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定に合わせて作成したデータをオープンデータとして公開している。

⑥. 新たな取組み

● 「令和2年度 秩父市 山間地域におけるスマートモビリティによる生活交通・物流融合事業

令和2年度に国の地方創生推進交付金事業に新設された Society5.0 タイプの採択事業の一つとして秩父市の提案が採択されたもの。本事業では、物流、生活交通、観光交通、医療等の多様な分野のサービスについて、先端技術を活用してヒトとモノの移動を最適化・効率化し、持続性の高い事業モデルを構築することを目的とし、その実現に向け、5年間にわたって調査や実証を行い、2024年には社会実装を目指している。

Society5.0とは、科学技術の進展により飛躍的に向上した様々な技術を結びつけ、誰もが利用しやすくすることで人間生活を豊かにする社会像を描くもの。山間地域で生活をされている市民の立場からテーマとなっている買物、交通、医療、災害対応などについて、新しい技術や仕組みを導入することで安心して暮らし続けることのできる社会を構築するために、「ドローン物流」「遠隔医療」「秩父版 MaaS」という3つの柱で進められる。

具体的には、大滝地区を中心に、

- ・ドローン物流事業として、ドローン配送の常設コースを設置し、生活物資などの配送を行う。
- ・遠隔医療として、市立病院等に設備を整え、電話再診と併用して利用できるようにする。
- ・秩父版 MaaS として、貨客混載、自動配送車の活用やEVカーシェアリング、小型電動モビリティなどを活用することで、物流の効率化や二次交通の最適化を検討し、山間地域における持続可能な人と物の移動システムを構築する。

といった内容で、令和6年度までに社会実装することを目指しており、実装後については、採算性を考慮した上で民間事業者による運営体制にすることを目標としている。

(4) 浸水に対応したまちづくりについて

講師：葛飾区都市整備部長 情野 正彦氏

1. 葛飾区の水害の歴史

低地帯が広く分布している葛飾区では、上流域への大雨、集中豪雨の発生による河川の氾濫や、内水排除の困難による浸水等、これまでも度々、浸水被害が発生してきました。河川の氾濫や高潮による主な大規模水害として、関東大洪水（明治43年）やカスリーン台風（昭和22年）、伊勢湾台風（昭和34年）が挙げられる。

関東大洪水は、連日の降雨により、現在の隅田川や綾瀬川の堤防が各地で決壊、越水し、多くの死傷者の発生や家屋の流出・倒壊、伝染病の流行など、多大な被害をもたらしました。

カスリーン台風は、停滞していた前線を刺激したことと、進行速度の遅さから広範囲に多量の降雨をもたらしました。利根川右岸で堤防が決壊した3日後、葛飾区内にも洪水が到達し、ほぼ全域が浸水、約22万人が被災しました。当時は、第二次世界大戦の終戦から2年後であり、まだ街は復興途中でした。米軍の船を救助用に転用する等、GHQと協力して災害対策活動を行ったという記録が残っている。

近畿及び中部地方を横断し日本海に抜け去った伊勢湾台風は、東京地方において、激しい降雨をもたらし、ほとんどの河川が警戒水位を突破しました。併せて、台風により南風が強まり異常高潮が起り、満潮とも重なって、区内の水門が破壊され、家屋の浸水や田畑の冠水等の被害を受けました。

また、公共下水道が普及する以前は、かつての用水路が下水道の役割を果たしていたため、大雨により溢れる水を排除する施設として排水場を配備し、水害と闘ってきました。しかし、大規模な豪雨に対応ができる状況になく、浸水も多く発生していました。

2. 葛飾区「浸水対応型市街地構想案」の経緯と策定について

今回の浸水対応型市街地構想案の検討は元々、新小岩北地区での地域主体の取り組みがきっかけでした。こうした取り組みを受け、本区では平成22年、西新小岩三丁目地区をモデルに、地域住民、NPO、専門家、行政が連携して、ゼロメートル地帯の水害への備え方を検討するため、勉強会を実施した。勉強の結果、①浸水対応型建築物の整備と②安全避難高台の確保、③近隣関係 継続計画、④輪中共同体会議の設立という4つの方向性が示された。このうち、①②が、水害に備えて、建築物や高台避難により市街地に安全な避難空間を確保していくという考え方にまとめた。

本区では、23年「葛飾区都市計画マスタープラン」の改訂に際し、「高台化による避難場所」に位置付けて、高台避難地の確保に努めてきた。また、逃げ遅れなどへの対応策として、浸水しないフロアがある施設を「洪水緊急避難建物」に指定するなど、対策を進めてきた。

これまでの経緯を踏まえ、本区では22年度から、大学の専門家やNPO、国や都も参加する検討会を実施し、「浸水対応型市街地構想(案)」をまとめた。今後高まる水害リスクに対して、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応するとともに、次世代に引き継ぐ地域の価値を創造することを理念としている。

浸水対応型市街地は、①十分な避難空間を備えていること、②浸水による避難生活が長期間となっても低限の自立的な生活機能を備えていること、③財産・経済被害を極力抑え、速やかな復旧・復興が可能であること、という3つの環境が備えられた市街地のことをいう。

本区は海拔ゼロメートル地帯に位置しており、万が一、荒川が氾濫した場合、街は広く浸水し、排水には低でも2週間程度かかることが予想されている。また、気候変動の影響により、水害リスクが高まる可能性がある。このような状況にして、①治水対策(守る)、②広域避難対策(逃げる)、③浸水対応型市街地(受け流す)の3つの対策を重ね合わせた、三位一体の対策が必要で、このうち、三つ目の「受け流す」対策が、浸水対応型まちづくりです。水害リスクを理解したうえで、明るい未来を目指して、みんなでビジョンを共有し、浸水対応型まちづくりに取り組むと、30~40年後には素晴らしい安全な街になると考えている。

この浸水対応型市街地(浸水しても大丈夫な街)を実現するためには、ソフトとハードの両方の対策が必要で、ソフト面は浸水に対応できる地域社会をつくっていく。ハード面は建築や構造物などで浸水に対応できる都市空間づくりを進める。ハード面については、スーパー堤防や公園の高台化に加えて、逃げられる、生き延びられるための機能を持った「浸水対応型拠点建築物」についても、建築面を検討していく。

(5) 所感

今回の研修セミナーは、東京会場であったがコロナ禍の影響のためメディア参加となった。新型コロナウイルス感染症において、日本だけでなく世界の社会経済に深刻な影響を与えている。わが国においても100年に一度の危機といっても過言ではなく、未曾有の苦境にある。地域経済社会を再び活性化させるためには、人々の安全・安心の確保が不可欠であり、感染症・自然災害への対応には最優先で取り組んでいく必要がある。

4名の講師からも頻繁に出てくる日本の状況は、都市災害である大規模な水害や地震、さらには火山噴火・火山灰などの自然災害においても、感染症と同様の、あるいはそれ以上の、人命などの危機となることが想定されている。また、複合災害のリスクも大きい。感染症と自然災害の脅威から、国民の安全・安心の確保に向けて国を挙げて取り組むことが喫緊の課題である。

特に、世界は気候変動の進展に伴い、これまでの常識を超えた災害が多発する新たなステージを迎えている。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、“人間活動は、世界の平均気温を産業革命前に比べて約1℃上昇させたとし、現在の進行速度では、2030~2050年に1.5℃に達する”

と予測されている。すでに、気候変動の影響と考えられる状況は各所で顕在化しており、わが国においては、日降水量 200mm 以上の大雨の年間発生日数は増加し、最近 30 年間（1990～2019 年）と統計開始の 30 年間（1901～1930 年）で比較すると約 1.7 倍となっている。氾濫危険水位を超過した国管理・都道府県管理の河川数も、2014 年と比較して約 5 倍（2014 年：83 河川→2019 年：403 河川）に増加した。気温の上昇に伴う大気中の水蒸気量の増加が大雨の頻度や強度の増加の背景にあると考えられる。

また、世界に占める日本の国土面積は約 0.25% である一方、世界のマグニチュード 6.0 以上の大地震の約 13% は日本及びその周辺で起こっているとされ、南海トラフ地震などはいつ起きても不思議ではない。さらに、火山噴火・火山灰、雪害など、わが国は世界的にも稀にみる自然災害のリスクが高い国土となっている。

そして、国土交通省によると、日本の国土の約 3 割が洪水や土砂災害、地震災害、津波災害といった災害リスク地域であり、災害リスクにさらされる人口はおよそ 7 割に達する。近年の自然災害の激甚化・頻発化を考えれば、防災インフラの整備・老朽化対策等のハード対策、避難計画・訓練の徹底等ソフト対策とともに、ハザードエリアといった災害リスクの高い地域にある住宅や拠点施設の移転等、中長期的な視点で防災・減災につながる地域の再設計、防災まちづくりを急ぎ、強靱な都市を構築する必要がある。その際、災害の復旧復興について、発災前より準備をし、災害リスク削減を開発施策に取り込む考え方のもと、事前復興の取組も重要である。災害リスクの増大を受け、同省は 7 月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、あらゆる関係者により流域全体で治水を行う「流域治水」への転換や、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等を打ち出すなど、高い危機意識のもと迅速な対応を行っている。引き続き、スピード感を持って着実に取り組んでいくことが重要であることを再確認した次第である。

最後になるが、「都市計画法及び都市再生特別措置法の改正（安全まちづくり関係）〈令和 2 年 6 月 10 日公布〉」後の流れについて、最新情報をまとめてみたい。

今回の法改正は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、①災害ハザードエリアにおける新規開発の抑制、②災害ハザードエリアからの移転の促進、③立地適正化計画と防災施策との連携強化、を 3 つの柱として対策を講じている。

さらに、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるために国土交通省は 2020 年 8 月 31 日、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方について」（提言）のとりまとめを発表した。同省では、近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえ、水災害に対するリスクの評価および防災、減災の方向背について検討するため、本年 1 月に「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置。議論を重ねた上、提言内容をとりまとめたものである。

この内容は、（1）まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報の充実、（2）水災害リスク評価に基づき、防災にも配慮したまちづくりの方向性、（3）水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策、（4）取り組みを進めるための連携のあり方、の 4 つについて提言している。

（1）については、「降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報の充実」「簡易手法を用いたハザード情報の早期の作成・公表」等を挙げた。

（2）では、「ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとにした、地域ごとの多面的リスクの評価」や「まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定する」等を提言した。

（3）については、地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策の実施」や「まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界が

ある場合には、さらなる治水対策を検討」するよう、提言している。

(4) では「都市再生協議会や大規模氾濫減災協議会等の各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築」や、「市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討」を挙げた。

同省では今回の提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や水災害リスクを踏まえて防災まちづくりを進める考え方、手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」について、21年3月を目途にとりまとめた。

今回の研修セミナーでは、「都市計画法及び都市再生特別措置法の改正」から「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」などについて激甚化する自然災害対応への政策転換した水災害を考慮した防災まちづくりについて、4名の講師から有意義な最新情報を聞くことができた。

この講演資料では、国土交通省から「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」も公表される予定としていたが、その後ガイドラインが公表されたので、今回の最新テーマである「水災害リスク低減に向けた防災まちづくりの推進」という内容についてよく理解することができた。さらに、同省は豪雨災害の頻発を踏まえ、水災害リスクを考慮した防災まちづくりを推し進め、取り組みの主体になる地方自治体向けに、防災まちづくりの基本的な考え方や進め方を示す指針も策定した。地域ごとに水災害リスクを評価し、都市構造や人口・経済動態などを踏まえてまちづくり方針を決めるよう促してきたのである。このリスクを軽減・回避するため、建築物の浸水対策や土地利用の規制・誘導といった対策メニューも提示された。

この指針作りについては、3月17日に「水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」をウェブで開き指針案を審議しており、その会合での意見を反映し指針を固めたものである。対象は実施主体の市町村と協力者になる都道府県を想定している。

指針案によると、防災まちづくりでは地域ごとに水災害リスクを評価する。この結果などを基にリスク軽減・抑制策を講じ、住宅地などとして土地利用を継続するかどうかを判断することになる。リスクが高い地域でも治水対策で被害が抑制できる場合もあるため、早い段階からまちづくり部局と治水部局で情報交換する必要があるとしている。

この対策メニューとして、建築物の浸水対策や高台まちづくりなどで弱点を解消する対策、土地利用の規制・誘導、安全な地域への移転促進といった被害対象を減らす対策などを提示している。まちづくりと一体の二線堤の整備も盛り込んでいる。リスク対策を計画的に実施するため、都市計画（目標年次おおむね20年後）と河川整備計画（20～30年後）を踏まえた目標設定の考え方も提案している。

この会合で井上智夫水管理・国土保全局長は「関係者が新しい取り組みを始める土台ができた。早く実践できるよう自治体を応援していく」と、支援について強化していくことを述べている。

今研修のテーマである「水災害リスク低減に向けた防災まちづくりの推進」の最新情報を学ぶことができたことは有意義な研修であった。今後、「ハザード・水害リスク情報の活用した土地利用・まちづくりの計画づくり」などについても執行部と議論を重ね、レベルアップを図っていくことで、本市6月議会以降での委員会や一般質問において、名張市における防災まちづくりの推進に反映していきたい。

以上